

グローバル法学科における 法学教育と異文化理解に関する覚書

——カナダの試みを手がかりにして——

蛭原健介

一 はじめに

2018年4月、明治学院大学法学部における4つ目の学科として、日本初の「グローバル法学科」が誕生した。法学部に新学科が開設されるのは、2000年の消費情報環境法学科以来のことである。

グローバル法学科は、Do for Others（他者への貢献）という明治学院大学の教育理念のもと、「柔軟な異文化理解力」と「実践的なコミュニケーション能力」に裏付けられた「法的な解決能力」を駆使しながら、さまざまな分野で「世界市民」として活躍することのできる「グローバル人材」の育成を教育目標としている。

グローバル法学科においては、①柔軟な異文化理解力、②実践的なコミュニケーション能力、③法的な解決能力という3つの能力を身につけることが卒業認定と学位授与の要件となっている。このうち、③法的な解決能力の修得については、50年以上にわたる明治学院大学法学部の教育においてすでに確立されているところであるが、これに加えて、グローバル社会において地球規模で活躍できる人材の養成をめざし、①柔軟な異文化理解力、および、②実践的なコミュニケーション能力を身につけさせることに、新学科設立のねらいと存在意義がある。

本稿では、これらの3つの能力のうち、とくに①柔軟な異文化理解力を修得させることの意義について、カナダにおける法学教育の試みを参考にしながら検討することとする。なお、この覚書は、グローバル法学科としての公式見解ではなく、同学科の一構成員にすぎない筆者個人の見解にもとづくものであることを、あらかじめおことわりしておきたい。

二 グローバル法学科の教育における「柔軟な異文化理解力」の位置づけ

今日、わが国においては、少子高齢化にともない国内市場は縮小しつつあり、国内企業は海外販路の拡大を進めている。酒類業界がその典型であり、高齢化社会の進展に加え、若者のアルコール離れもあって、国内における酒類の消費数量は、平成8年度の966万キロリットルをピークとして減少している。成人1人あたりの消費数量についても、ピーク時のおよそ8割まで落ち込んでいる状況である。そこで、わが国の酒類業界は、輸出促進に取り組み、平成28年の日本産酒類の輸出金額は、約430億円（前年対比110.2%）に達し、5年連続で過去最高額を記録するまでになっている。

製造業においては、生産拠点の海外移転が加速し、ビジネスのグローバル化が顕著である。海

外に進出している日本企業の拠点数は、アジアや欧米を中心に毎年増加しており、2016年には7万1,820拠点を記録している。また、外国資本による国内投資の拡大、来日するビジネスパーソンや観光客の増加による「内なる国際化」も急速に進展している。

このような二重のグローバル化は、文化や言語を共有しない外国人との交渉の機会をもたらすと同時に、紛争や衝突のリスクも増加させつつある。こうした事態に対応するため、法的知識や問題解決能力のみならず、グローバル社会において通用するレベルの英語力や異文化理解力を身につけた人材の育成が求められることは、グローバル法学科の設置趣旨書（明治学院大学法学部グローバル法学科設置の趣旨等を記載した書類）において説明されているとおりである¹。

グローバル法学科における教育を通じて学生が身につけるべき「柔軟な異文化理解力」とは、「グローバル社会において相互理解の前提となる、(1)自文化とは異質な文化および価値観を互いに対等な立場で柔軟に理解する能力、(2)グローバルな視野に立って考え行動する能力」とされている。「異文化理解力」の修得は、従来、国際系学部・学科がその教育目標に掲げてきたところであるが²、法学部に設置される学科が、かかる能力の修得を卒業認定および学位授与の要件とする事例は稀である³。しかし、今日のグローバル社会において、日々増加している異文化との接触が種々の問題の直接的・間接的な原因になっていることにも鑑みると⁴、法学部において異文化理解力の修得を教育に盛り込むことの重要性は、ますます高まっているといえるであろう。

「柔軟な異文化理解力」を修得するための科目として、グローバル法学科においては、選択必修科目からなる「英語による比較法政・異文化理解分野」科目群（5科目10単位以上修得）が設けられ、「Global Legal Studies 1~6」「Global Cultural Studies 1~3」「グローバル社会から見た日本」「宗教と法」「グローバル社会と宗教」「イスラム法」「教会法」「文学と法」「情報と法」「食文化と法」「哲学と法」「比較公法史」「国連大学講座1・2」といった科目が開講されることとなっている。また、2年次秋学期に必須科目として配置される海外留学科目（海外英語学習1~4、海外法学学習1~3）も、カナダ、オーストラリア、英国、アイルランド、アメリカ合衆国の協定大学において、さまざまな国籍の留学生とともに学ぶことにより、「柔軟な異文化理解力」の修得に寄与するであろう。さらに、これまで既存の学科等においてすでに開講されてきた科目についても、「柔軟な異文化理解力」の修得に寄与する授業の展開は可能であると思われる。

ところで、グローバル法学科の留学先のひとつであるカナダは、英語・フランス語のバイリンガルの国家であるが、1971年以降は従来の「二文化主義」を排し、二公用語の枠内での「多文化主義」を宣言するにいたっている。カナダにおける多文化主義をめぐるのは、否定的な評価も存在するものの、グローバル法学科の教育を通じて「柔軟な異文化理解力」を身につけさせるうえで、カナダの実践から学ぶことは少なくないであろう。そこで、次に、カナダの学校教育において、多文化主義がどのように取り扱われているかを見ていく。

三 カナダの高校教科書における「多文化主義」

カナダにおいては、日本の高校2・3年次に相当するGrade11-12において、カナダ法の教育が行われている。ここでは、そのテキストとして用いられているTerry Murphy, Kathleen Ryan

Elliott, Agi Mete, Jamie Glass, *All About Law Student Book*, 6th Ed., Nelson, 2013を手がかりに、法学教育を通じた「異文化理解」の可能性を探ることとしたい。

カナダの「多文化主義」は、憲法それ自身に規定されている。1982年憲法は、その第1章において、「権利および自由に関するカナダ憲章」（以下、たんに「憲章」と表記する）を規定し、これが憲法上の人権のカタログとなっているが、この「多文化主義」が憲章を通じて憲法化されているのである。すなわち、「本憲章は、カナダの多文化的伝統の維持および発展に資するように解釈されなければならない」と定める憲章27条がこれである。もっとも、カナダの憲法学説においては、この27条について、多文化主義の権利を保障するものではなく、憲章解釈の指針を示すにすぎないものであるという見解もみられる⁵。実際、最高裁判所は、判決の結論に結びつける形でこの27条を援用することを回避する傾向にある⁶。また、「多文化主義の良きマネジメントは、カナダにおいては、多文化主義条項の積極的援用ではなく、その過少にある」⁷という評価もなされている。その一方で、「多文化主義は、カナダという国の最も重要な基本原理」とみなされ、カナダの最高裁判所も、この多文化主義原理を重視し、憲章で保障された権利ないし自由を解釈してきたとの指摘もある⁸。

高校教科書である*All About Law*においても、多文化主義に関連して、いくつかのカナダ最高裁判所の判決が取り上げられている。いずれも、すでに日本において紹介されている判決であるが、カナダの多文化主義を理解するうえで必須のものと考えられるため、簡単に概観しておきたい。

① *R. v. Big M Drug Mart Ltd.*

1985年の*R. v. Big M Drug Mart Ltd.*は、憲章27条に関する最初のカナダ最高裁判決といわれている。問題となった「主日法 (Lord's Day Act)」は、1906年に制定された連邦法であり、キリスト教の観点から日曜日を休日とすることを定めていたが、アルバータ州カルガリーにあるドラッグストア*Big M Drug Mart*が日曜日に営業を行ったため、同法に違反したとして、その経営者が起訴された事件である。

最高裁判決において、Dickson首席裁判官による多数意見は、「憲章27条はカナダの多文化的伝統に対する憲章の解釈上の指針として作用する」とし、「連邦議会が、ひとつの宗教によって選ばれた安息日を、一般的に遵守するよう強制することは、カナダの多文化的伝統を維持し、発展させることと相容れない」として、主日法が憲章27条に違反することを認めた⁹。

他方で、1986年のカナダ最高裁判決は、オンタリオ州の州法である「小売業休日法 (Retail Business Holidays Act)」について、これを合憲と判断している¹⁰。カナダ最高裁の多数意見によれば、同法の目的は、小売業に従事する労働者に一定の休息を与える世俗的なものであって、日曜日ではなく土曜日を安息日とする教義の信奉者が受ける権利の制限については、憲章1条¹¹による正当化が可能だということである。

② *Multani v. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys*

ケベック州の公立学校の生徒であり、シク教徒であるMultaniは、金属製の短刀状の装飾品で

あるキルパン (kirpan) を、信仰上の理由から常に携帯することを希望していたが、学校側は、武器の持ち込みを禁止した規則に違反するとして、校内での着用を禁止した。裁判では、この決定が、憲章2条(a)によって保障された信教の自由を侵害するかどうか争点となった。

2006年のカナダ最高裁判決において、Charron裁判官による多数意見は、キルパンは暴力の象徴であるからその持ち込みは禁止されなければならないとする学校側の主張について、「多文化主義によって基礎づけられたカナダ的価値を考慮していないものである」と述べ、次のように判示した。すなわち、キルパンの所持を「絶対的に禁止することは、多文化主義、多様性、他者の権利を尊重する教育的な文化の発達といった価値を促進させること妨げることになる」のであって、学校側の決定は、当該生徒の信教の自由を侵害するものであり、憲章1条に照らしても正当化できないというのである¹²。もっとも、この判決では、憲章27条への明示的な言及は見られない。

③ *Delgamuukw v. B.C.*

ブリティッシュ・コロンビア州のGitksanおよびWet'suwet'enの部族の酋長たちが、5万8,000平方キロメートルの土地について「土地権 (aboriginal title)」があることの宣言判決を裁判所に求めた事件である。1997年のカナダ最高裁判決は、先住民の土地権に関して、これが認められる場合には、先住民は、その土地において、先住民の権利と認められる特定の行為をなすだけでなく、先住民社会の文化にとって必要不可欠な慣行、慣習、伝統とまではいえない行為を含む、さまざまな行為を行おうとした。ただし、それには限界があり、土地権の根拠となっている土地への結びつきの性質と矛盾する行為を行うことはできない。土地権は、個人によって保有されるものではなく、先住民のすべてのメンバーによって保有されるものであり、土地に関する決定は当該コミュニティが行うと最高裁は述べている¹³。

カナダの先住民の権利に関して、憲章25条は、「憲章における権利および自由の保障は、カナダの先住民に関する先住民の権利、条約上の権利そのほかの権利ないし自由を廃止したり、その重要性を損なうものと解釈されてはならない」と規定し、さらに、憲章35条は、「カナダの先住民の現存する先住民の権利」および「条約上の権利」をカナダのインディアン、イヌイト、メティスに保障している。土地権以外にも、漁業権や狩猟権が憲章35条の現存する先住民の権利にあたるかどうかをめぐって争われた事案があり、1990年のR. v. Sparrow¹⁴、1996年のR. v. Van der Peet¹⁵などのカナダ最高裁判決が下されている。

④ *Arsenault-Cameron v. Prince Edward Island*

憲章23条1項は、「(a)その居住する州において、学び、そして理解するその第一言語が英語ないしフランス語の言語的少数派に属するか、(b)カナダにおいてその初等学校教育を英語ないしフランス語で受け、その教育を受けた言語がその州の英語ないしフランス語の言語的少数派に属する州に居住しているこのような市民は、その子どもがその州においてその言語で初等および中等学校教育を受ける権利を有する」とし、その母語がその居住する州では英語またはフランス語の少数派言語である場合に、その子どもにその言語で教育を受ける権利を保障している。他方で、憲章23条1項は、「英語もしくはフランス語の州の言語的少数派に属する言語で初等および中等

学校教育を受ける権利は、(a)その州において、当該権利を有する市民の子どもの数が、少数派言語教育の公的な基金からそれを提供することを正当化するに足りる場合に適用され、そして(b)そのような子どもの数がそれを正当化する場合に、公的な基金によって提供される少数派言語教育施設において教育を受ける権利を含む」と規定し、実際に少数派言語による教育を受けるには、公費での提供を正当化するに足りる十分な数の子どもがいなければならないという条件が課されている。

プリンス・エドワード島で二番目に大きい都市であるサマーサイドのフランス語を話す住民が、その州において言語的少数派であるフランス語による教育を子どもに受けさせるため、サマーサイドに新しいフランス語学校（グレード1～6）を設置するよう求めたところ、プリンス・エドワード・アイランド州の教育大臣はこれを認めなかった。州側は、バスで57分かけて別の町（アブラムス・ビレッジ）の既存のフランス語学校に通学させればよいと主張した。これに対して、カナダ最高裁は、2000年の判決で、全員一致で親側を支持し、フランス語学校の新設を命じた。最高裁によれば、サマーサイドでフランス語学校を新設した場合の入学予定者は49人にすぎないが、もし学校が新設されれば、入学希望者は増える可能性があり、現在の希望者数に拘泥するのは妥当ではない。州側は、生徒数100人未満の学校ではカリキュラムや教員の提供が困難であると主張したが、最高裁はこの主張を退け、多数派言語を使用する生徒のための教育上の要求をもって、少数派言語教育を受ける生徒への言語上の配慮を否定することはできないと判示したのである¹⁶。

*All About Law*で紹介されている以上の4判決のうち、①および②は信教の自由、③は先住民の権利、④は少数派言語による教育を受ける権利に関する問題を通じてカナダの多文化主義を考える材料となるものと思われる。ただし、④に関しては、多文化主義との関係で、英・仏二言語だけが優位に置かれていることの正当性に対して疑問が投げかけられているのも事実である。

日本においては、教育の場で異文化理解の重要性が意識されることは少なく、むしろ自国文化の尊重が強調される傾向にある。多文化主義、あるいは、文化的・民族的多様性について考える材料となりうる判例は、下級審のものを含めても少ない。そのなかで、アイヌ民族の先住性およびアイヌ民族としての文化的享有権を認めた1997年の「二風谷ダム事件」判決¹⁷は、③との関係で、先住民の権利を考える材料となるであろう。また、①および②との関連で、「日曜日授業参観事件」¹⁸や「エホバの証人剣道拒否事件」¹⁹を取り上げることは可能かもしれない。

四 「柔軟な異文化理解力」修得のために——まとめにかえて

文化的・民族的多様性を意識する機会のいまだ少ない日本において「柔軟な異文化理解力」を身につけることは、かならずしも容易ではない。グローバル法学科では、1年次春学期から2年次春学期にかけて、必修科目として「留学準備講座1～3」が置かれており、この講義のなかで、カナダを含む留学先各国の法や政治について簡単に学ぶ機会は用意されている。カナダの多文化主義についても、これらの授業において紹介されるであろう。しかし、約5か月間にわたる2年

次秋学期の海外留学においてこそ、学生たちは、必然的に異文化との接触を余儀なくされることとなり、異なる文化を理解し、それを尊重することの重要性を、さまざまな体験を通じて学ぶことができるのである。とりわけ、本稿で取り上げたカナダにおいては、憲法それ自身が多文化主義を掲げ、国家的な政策として推進されている点が、他の留学先諸国と顕著に異なるところである。「柔軟な異文化理解力」を修得するにあたり、学生たちがカナダ留学から得るものは大きいであろう。

なお、「柔軟な異文化理解力」をよりよく修得するためには、グローバル法学科が卒業認定と学位授与の要件としている「実践的なコミュニケーション能力」が求められることはいうまでもない。すなわち、(1)外国語、日本語を問わず、言語を用いて自らの考えを表現できる実践的な能力、(2)様々なメディアやIT技術を活用して効果的に情報を伝えることのできる能力、(3)自分のアイデンティティーを維持しながら、異質な文化に属する他者に対して自分の意見を的確に発信しうる能力、を身につける必要がある。グローバル法学科においては、年間履修単位数48単位という制限の下で、無理なく単位を取得させなければならないことから、第二外国語（初習外国語）の履修は義務づけていない。しかし、留学先の英語の授業（海外英語学習1～4）において、グローバル法学科の学生は、当然、英語を母国語としない学生たち（たとえば、中国語圏、スペイン語圏などからの留学生）と一緒に学ぶことになる。かれらとのコミュニケーションを通じて真に「柔軟な異文化理解力」を修得するには、やはりかれらの母国語について多少なりとも知識を有していることが望ましいといえるのではなかろうか。

1 明治学院大学「法学部グローバル法学科 設置届出に係る申請書類」 https://www.meijigakuin.ac.jp/disclosure/j_global/index.html

2 たとえば、明治学院大学国際学部国際学科は、グローバル社会の諸問題に対する、政治・経済・文化の各分野からの総合的な理解能力を涵養するとともに、多様な国際的実地経験を通して社会的知性を幅広く、文化の多様性に対する認識および、幅広い視野と異文化間コミュニケーション能力を持ち、国際的に活動する人間力を養成することを、「人材養成上の目的・教育目標」としている。

3 なお、数少ない事例として、上智大学法学部国際関係法学科は、①国際社会の諸問題に対して幅広い関心を持ち、それらを考察するうえで必要な知識を自力で探査・獲得する能力、②国際社会の諸問題について法的及び政治学的思考力を基礎とした分析する能力、③世界における各地域の特殊性を理解し、異なる法文化及び政治文化を背景とした諸々の規範に適応する能力、④国際的な舞台で、最先端の法的及び政治学的知識を活用しながらみずからの考えを的確に伝達する能力、という4つの能力を修得した人材の要請を目的に掲げている。また、西南学院大学法学部国際関係法学科では、①法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思惟の力を身に付けている、②変容する国際社会の秩序構成に寄与できる識見を有する、③国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を具えている、④多様な文化を受容し、異文化交流に貢献することができる、といった能力を修得することをディプロマ・ポリシーに明記している。

4 たとえば、最近では、来日外国人観光客の急増にともなうトラブルが数多く報道されている。

5 著名な公法学者であるPeter Hoggがその代表である。佐藤信行「憲法化された多文化主義とカナダ最高裁判所」法学新報119巻9号388頁参照。

6 佐藤信行・前掲論文406頁。

- 7 高木康一「カナダ憲法における多文化主義」憲法問題23号56頁。
- 8 松井茂記『カナダの憲法』（岩波書店、2012年）321頁。
- 9 R. v. Big M Drug Mart Ltd., [1985] 1 S.C.R. 295. 本判決につき、富井幸雄「カナダにおける信教の自由」法学会雑誌48巻2号184頁以下、菊池洋「多文化主義条項を持つ憲法の意義と可能性(1)」成城法学80号90頁以下、松井茂記・前掲書180頁以下などを参照。
- 10 R. v. Edwards Books and Art Ltd., [1986] 2 S.C.R. 713. 本判決につき、富井幸雄・前掲論文186頁以下、佐藤信行・前掲論文389頁以下などを参照。なお、この州法は、7人以下の営業または5,000平方フィート未満の店舗については例外を認めており、実際には、多くの小売業者に例外が適用され、日曜日の営業が行われている。こうした例外によって信教の自由に対する侵害が正当化されるというのが本判決の結論であった。
- 11 憲章1条は、「権利および自由に関するカナダ憲章は、自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を持ち、かつ、法律で定める制限にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利および自由を保障する」と定めている。
- 12 Multani v. Commission scolaire Marguerite-Bourgeoys, [2006] 1 S.C.R. 256, 2006 SCC 6. 本判決につき、栗田佳泰「シク教徒の生徒が宗教上の理由で小刀を公立学校に持ち込むのを制限した教育委員会の決定が、信教の自由を侵害するとして無効とされたカナダ最高裁判所判決」富大経済論集58巻2号などを参照。
- 13 Delgamuukw v. British Columbia, [1997] 3 S.C.R. 1010. 本判決につき、守谷賢輔「カナダ憲法における先住民の『土地権 (aboriginal title)』に関する一考察(一)」関西大学法学論集57巻5号78頁以下、菊池洋「多文化主義条項を持つ憲法の意義と可能性(2・完)」成城法学81号73頁以下、松井茂記・前掲書311頁などを参照。
- 14 R. v. Sparrow, [1990] 1 S.C.R. 1075.
- 15 R. v. Van der Peet, [1996] 2 S.C.R. 507.
- 16 Arsenault-Cameron v. Prince Edward Island, [2000] 1 S.C.R. 3. 本判決につき、栗田佳泰「言語権の憲法学的考察(二・完)」九大法学88号264頁以下、松井茂記・前掲書295頁以下参照。
- 17 札幌地判平成9・3・27判時1598号33頁。
- 18 東京地判昭和61・3・20行集37巻3号347頁。
- 19 最三判平成12・2・29民集54巻2号582頁。